



令和3年11月12日

環境政策課

(内2347)

## 令和2年度ダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、廃棄物焼却炉やパルプ製造業に係る塩素漂白施設等の設置者は、毎年1回以上、排出ガス、排出水等のダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。

今回、令和2年度分の測定結果を、次のとおり取りまとめました。

### 1 大気関係特定施設

- (1) 大気関係特定施設については、測定対象である125施設のうち、120施設について設置者から報告があり、その排出ガス中の濃度は、0～5.5 ng-TEQ/m<sup>3</sup>の範囲（平均0.44 ng-TEQ/m<sup>3</sup>）であり、排出基準の超過はありませんでした。

なお、未報告である5施設（5事業場）に対しては、引き続き、巡回指導や文書指導により測定の実施を指導して参ります。

対象施設	報告施設	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )		排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	基準超過施設	未報告施設
		最小～最大	平均			
125	120	0～5.5	0.44	0.1～10	0	5

- (2) 大気関係特定施設のうち廃棄物焼却炉については、設置者は、法で測定が義務付けられているばいじん及び焼却灰のダイオキシン類濃度（延べ155検体）を測定しており、測定結果は以下のとおりで、2検体が「ばいじん等に係る処理基準（3 ng-TEQ/g）」を超過したため、前処理（セメント固化等）を実施し、適切に処分されるよう指導中である。

項目	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)		処理基準超過検体数
		最小～最大	平均	
ばいじん	61	0～32	1.0	2
焼却灰	94	0～2.6	0.045	0

## 2 水質関係特定事業場

水質関係特定事業場の排水については、紙パルプ製造業や化学工場等10事業場から報告があり、その排水中ダイオキシン類濃度の測定結果は次のとおり、排出基準の超過はありませんでした。

測定対象 事業場数	測定 事業場数	排水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
10	10	0.00010 ～ 0.053	0.012	10	0

(参考) 過去の測定結果は、次のとおりです。

〈排ガス〉

年 度	施設数	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準超過 施設
		最小～最大	平均		
H15～R元	115～171	0 ～ 15	0.79	1～10	5施設
H12～H14	182～294	0 ～ 77	3.9	1～80	無

〈ばいじん〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
H15～ R元	45～97	0 ～ 34	0.90
H12～H14	86～130	0 ～ 130	2.4

〈焼却灰〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
H15～ R元	83～152	0 ～ 3.0	0.085
H12～H14	144～255	0 ～ 49	0.31

〈排水〉

年 度	事業場数	排水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
H15～ R元	9～11	0 ～ 8.8	0.19	10	無
H12～H14	9～11	0.000080～1.1	0.23	10～50	無